

59 今次事変の召集解除者の入学便宜取計方に付官公私立大
学等へ通牒
〔昭和十三年七月〕

(注記1)
 裁 7月16日 文書課長 (有原) 発
 定 7月18日 起案者 (柳瀬)
 送

昭和十三年六月四日起案

事務官 後伺 (香山)
 学務課長 (有光)
 次官 (伊東) 専門学務局長 (山川) 学務課長 (小笠原) (岩松) (西崎) (注記3)
 実業学務局長 (藤野) 事務官 (乙黒) (高坂) (塚) (池水) (美作)
 普通学務局長 (岩松) 学務課長 (岩松) (近藤) (中村) (川井) (山井) (礼)

今次事変ノ召集解除者ノ入学ニ関スル件

通牒案

年月日

文部次官

(注記4)
 官公私立大学(総)長
 官公私立高(等)学校長 (加筆)

官公私立専門学校長(女子専門学校ヲ除ク)

宛

今次事変ニ於ケル応召者ニシテ召集解除後貴学(校)ニ入学志願ノ者有之場合ハ学修ニ著シキ支障ヲ認メザル限り戦傷ニヨル身体ノ異常ヲ原因トシテ不合格ト為サザル様十分御配意相成度

(下 札)

依命此段通牒ス

備考

本件ニ関係アル省令、通牒、申合事項別紙・尚専門学局所^(マ)
管学ニ付調査セルニ学則中ニ身体検査ニ関シ不合格事項ヲ
規定セルモノナシ

(後略)

(注記1)

「完結」

(注記2)

[13.7.3]

(注記3)

「記録掛 13・12・1 受領」

(注記4)

「四」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 よ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 官公私立大学等へ通

牒 今次事変ノ召集解除者ノ入学便宜取計方ノ番号 発專一三七

／結了年月日 昭 一三 七 一八 / 保存年限 ムキ / 枚数

八

〔「自昭11年至昭15年 学生生徒総規
第5冊」文部省⑨ 3A.32—6.244〕